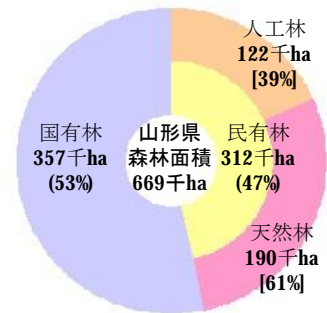


「やまがた緑環境税」導入の背景と目的

1 やまがたの森林の現状と課題

(1) やまがたの森林の価値

- 本県の県土面積約93万haの7割を占める約67万haが森林
- 森林の持つ水環境の保全、安全な県土の保全、快適環境の形成などの公益的機能の発揮を通して、県民は計り知れない恵みを受
- 民有林の多くはスギ人工林や里山のナラ林であり、これまで林業活動や薪・炭の生産など県民生活との関わりの中で適切に管理され、公益的機能を発揮



(2) やまがたの森林の危機

- 木材価格の低迷や農山村地域の過疎化、化石燃料に依存した生活様式への変化などから、林業離れや人と森との関わりが希薄化が進み、手入れの行き届かない森林が増加
- 生活の利便性が向上する一方で、森・川・海をつなぐ水環境や森林等の自然環境を支える生物の生息環境なども悪化
- 社会経済情勢の大きな変化から林業離れ等が進んでいる中で、これまでの林業支援を軸にした既存施策のみでは、森林全体の公益的機能を維持・保全することが困難

【管理放棄森林等の現状】 民有林31万2千haのうち、管理放棄されている人工林は約3万9千ha
長期に放置されている里山林は約9万3千haと推計

このまま推移すれば
- 森林の荒廃が進んで、公益的機能が低下し -

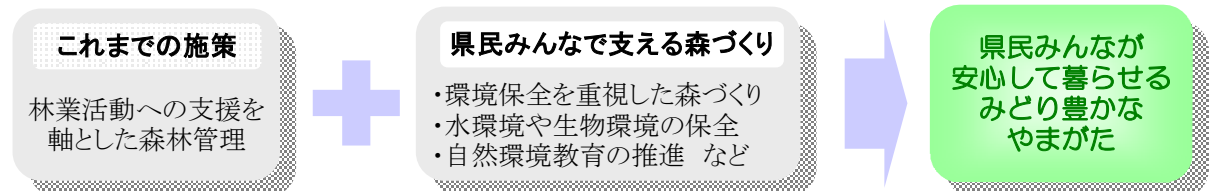
県民生活に大きな影響を及ぼす恐れ

- ◆ 水害や土砂災害が増加する
- ◆ 美しい自然景観や安全快適な生活環境が損なわれる
- ◆ おいしい豊かな水が得られなくなる
- ◆ 生物多様性が失われ、野生動物の被害が増加する
- ◆ 地球温暖化が進行する
- ◆ 自然と共生する文化が失われていく

2 やまがたの森林を守り育み、未来につなぐために

(1) 森林を県民全体で支える新たな仕組みの構築

- 厳しい財政状況の中にあっても、県民生活への影響が深刻な事態となる前に森林の荒廃に歯止めをかけ、森林の公益的機能を回復・保全することが喫緊の課題
- 森林がひとたび荒廃すれば、その回復には莫大な経費と長い年月が必要
- 県民に等しく恩恵をもたらしている本県の森林を県民全体で支えていく新たな仕組み(「やまがた緑環境税」による「県民みんなで支える森づくり」の推進)を構築し、みどり豊かな「やまがた」づくりを推進



(2) 「やまがた緑環境税」導入の目的

県民みんなで支える森づくりの着実な推進	森林の持つ公益的な機能を維持増進し、持続的に発揮させるため、「県民みんなで支える森づくり」を着実に推進
森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成	費用負担等を通して、森林の重要性についての理解を深め、森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成

やまがた緑環境税条例(山形県条例第 60 号)の概要

1 目的(第1条)

森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割の税率に関し、県税条例の特例を定める。

2 納税義務者、税率(第3条、第4条)

納税義務者は県民税の均等割と同じ

①個人：1,000円 ②法人等：均等割の税率に100分の10を乗じて得た額

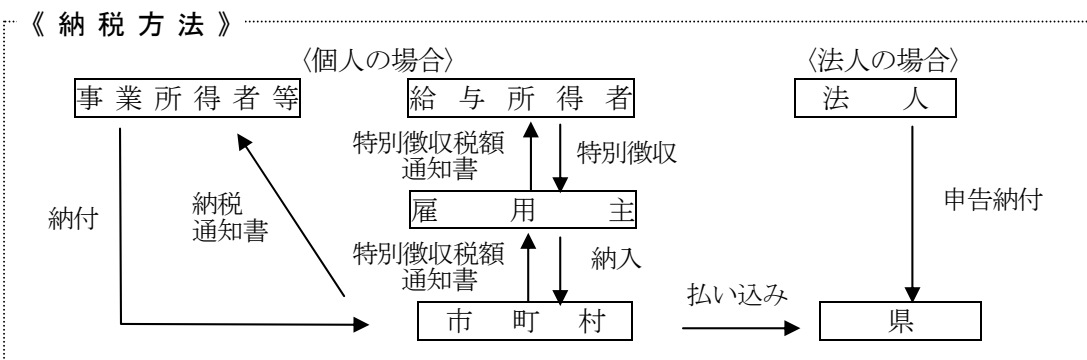
3 施行期日(附則第1項) 平成19年4月1日

4 検討(附則第6項)

改正前	改正後
やまがた緑環境税条例施行後5年を目途に、点検、見直しを行う。	やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例施行後5年を目途に、点検、見直しを行う。 (改正条例施行期日：平成23年12月27日)

5 その他(経過措置(附則第5項))

平成19年度分に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者については600円とする。



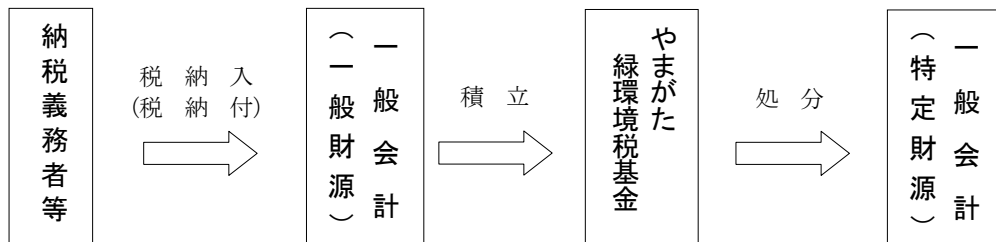
※ 税込(百万円) H19:554、H20:670、H21:667、H22:657、H23:654、H24:647、H25:656 (以上実収)、
H26:653(以上見込み)

やまがた緑環境税基金条例(山形県条例第 63 号)の概要

1 設置の目的(第1条)

森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策を実施するため、「やまがた緑環境税基金」を設置する。

2 やまがた緑環境税基金のしくみ(第2条～第6条関係)



(1) 積立額・運用(第2条・第4条)

基金として積み立てる額は、「やまがた緑環境税」の税込に相当する額とし、予算で定める。
また、基金の運用から生ずる収益は、基金に編入する。

(2) 管理・繰替運用(第3条、第5条)

基金に積み立てられた現金は、出納局で他の収入と一括して、確実かつ有利な方法で保管し、財政上必要な場合は、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(3) 処分(第6条)

基金の設置の目的に規定する施策の実施に要する経費(やまがた緑環境税の賦課徴収に要する経費を含む)に充てる場合に限り、処分(取り崩し)することができる。

3 施行期日(附則)

平成19年4月1日(やまがた緑環境税条例の施行と同時に)

やまがた緑環境税条例（平成18年山形県条例第60号）

（目的）

第1条 この条例は、森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、やまがた緑環境税として、県民税の均等割の税率に関し山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号。以下「県税条例」という。）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、県税条例において使用する用語の例による。

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第3条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第36条の規定にかかわらず、同条に定める額に1,000円を加算した額とする。

（法人の県民税の均等割の税率の特例）

第4条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第43条第1項の規定にかかわらず、同項（同条第2項から第4項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第3条の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の県民税の均等割について適用する。

3 第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の県民税の均等割について適用する。

4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る法第53条第1項の申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第53条第1項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）又は法人の施行日以後に終了する連結事業年度に係る同条第2項の申告書の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る県民税として納付した又は納付すべきであった県民税については、第4条の規定は適用しない。

（経過措置）

5 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（県内に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第36条」とあるのは「県税条例第36条及び山形県県税条例の一部を改正する条例（平成17年7月県条例第74号）附則第5項」と、「同条」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同条」と、「1,000円」とあるのは「600円」とする。

（東日本大震災からの復興に関し県が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る個人の県民税の均等割の税率の特例措置に伴う読替え）

6 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に限り、第3条の規定の適用については、同条中「第36条」とあるのは、「附則第22条の2」とする。

（検討）

7 知事は、やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例（平成23年12月県条例第52号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成20年4月30日条例第34号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月27日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中附則第22条の次に1条を加える改正規定及び附則第15項の規定 公布の日

（2）〔略〕

附 則（平成27年3月31日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。（後略）

やまがた緑環境税基金条例（平成18年山形県条例第63号）

（設置）

第1条 森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策を実施するため、やまがた緑環境税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、やまがた緑環境税条例（平成18年12月県条例第60号）第3条及び第4条の規定による加算額に係る収納額に相当する額とし、予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費（やまがた緑環境税条例第3条及び第4条の規定による加算額に係る賦課徴収に要する経費を含む。）に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

平成 22～23 年度

やまがた緑環境税の評価・検証結果について

1 評価・検証の趣旨

やまがた緑環境税の目的を着実に達成するため、やまがた緑環境税条例附則第 6 項の規定により、平成 19 年度から導入した「やまがた緑環境税」を活用した事業の施行状況及び成果を評価・検証するとともに現状の課題を精査し、より効果的かつ効率的な事業の実施に向けて必要な見直しを行う。

※「やまがた緑環境税」の目的

森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源確保

2 これまでの検討経緯

条例の施行後 5 年を目途とした制度全体にわたる検討を行うため、平成 22 年 5 月にやまがた緑環境税に係る評価・検証プロジェクトチームを設置し、現状の把握と成果及び課題の整理を行うとともに、各種アンケート調査や意見交換会等を行い、県民の意見等を踏まえながら、今後の対応策を検討してきた。

その結果をやまがた緑県民会議に諮りながら更に検討を重ね、平成 23 年 9 月 5 日に開催した平成 23 年度第 3 回やまがた緑県民会議を経て、9 月 9 日に最終報告として取りまとめられた。

○プロジェクトチーム会議 (平成 22 年 5 月以降 6 回開催)

○やまがた緑県民会議 (平成 22 年 6 月以降 6 回開催)

○各種アンケート調査

- ・新世紀やまがた課題調査での県民意識調査 (H22. 7 月上旬～下旬)
- ・県内企業アンケート調査 (H22. 8. 6～10. 13)
- ・企業フェアアンケート調査 (H22. 8. 26～27)
- ・森林組合アンケート調査 (H22. 9. 8～9. 30)
- ・森づくり団体アンケート調査 (H22. 10. 1～10. 29)
- ・ごみゼロやまがた環境展アンケート (H22. 10. 2～3)
- ・林業まつり来場者アンケート (H22. 10. 16～17)

○森づくり意見交換会及び市町村担当課長会議 ・ 県内 4 地域 (H22. 11. 15～11. 19)

○地域森づくり報告会 ・ 県内 6 地域 (H23. 1. 15～2. 6)

○地域座談会 (林業関係者意見聴取) ・ 市町村毎 1 箇所程度 (H23. 1～2 月)

3 『やまがた緑環境税』報告書(これまでの評価・検証と今後のあり方)の概要

■ やまがた緑環境税の税収の状況等 ■

- (1) 税率 (年額) 個人 1,000 円
法人 法人県民税 (均等割) の税率に 10/100 を乗じた額
(2,000～80,000 円)
- (2) 税収 約 31 億 8 千 6 百万円 (19 年度～23 年度 (見込))
- (3) 基金の設置 税収をやまがた緑環境税基金に積立て、取り崩して対象事業に充当
(透明性の確保)

■ やまがた緑環境税を活用した取組み ■

(平成19～22年度) 【事業費2,487,907千円】

以下の三つの施策の柱立てにより、森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に対応した事業に取り組んできた。

(1) 環境保全を重視した施策の展開 【事業費 1,890,850千円】

① 環境保全を重視した森林整備の推進 【事業費 1,777,951千円】

荒廃の進んでいる人工林や、長期間利用されずに活力が低下し、病害虫や気象害などで荒廃している里山林など、県民生活に大きな影響を及ぼす恐れのある森林4,901haを整備した。

- ・スギ人工林を広葉樹が入り混じった森林へ誘導（針広混交林整備） 458ha
- ・スギ人工林をいろいろな樹齢からなる森林へ誘導（長期育成林整備） 3,299ha
- ・病害虫などで荒廃した里山林の再生（里山林整備） 1,144ha

② 環境保全に配慮した資源循環利用の促進 【事業費 112,899千円】

林内に放置されている間伐材を合板やバイオマス燃料等に利用するための搬出支援、林齢の高い人工林を択伐林に誘導するための間伐、ナラ枯れ被害木を含む広葉樹の伐採による害虫の駆除と林の若返りのほか、県産木材製品の開発、設置、普及など様々な方法による木質資源の循環利用を促進した。

- ・H19～H22年度に搬出利用した間伐材 70,892 m³
- ・択伐林に誘導するために実施した間伐面積 52 ha
- ・H22年度に搬出利用したナラ材 9,382 m³

(2) 21世紀にふさわしい県民と森林の関わりの構築 【事業費 502,952千円】

① 県民参加の森づくりの推進 【事業費 439,058千円】

NPOやボランティア団体等の多様な主体が取り組む森づくりや自然環境保全活動等を公募形式により支援したほか、市町村が独自性を発揮し、創意工夫を凝らしたきめ細やかな森づくり活動等への支援を行った。

- ・公募団体数 48団体（H19）→103団体（H22）
- ・参加人数（公募事業+交付金事業）15,823人（H19）→35,028人（H22）

② 自然環境保全対策の推進 【事業費 42,268千円】

動植物の生育・生息動向などの自然環境の変化を継続的に監視するとともに、野生動物との共生を図るための緩衝林をモデル的に整備し、効果等を検証した。

③ 自然環境学習や森に親しむ環境づくりの推進 【事業費 21,626千円】

学校教育での森林環境教育を通して森林や自然環境に親しみ、関わりを持ってもらうため、指導者の育成支援や副教材の作成、配布等を行った。

(3) 新たな森づくりの推進体制の整備 【事業費 94,105千円】

① やまがた緑県民会議

県民各層の代表者で構成する第三者機関の「やまがた緑県民会議」を設置し、やまがた緑環境税の使途や施策効果の検証などを行った。

② 新たな森づくりの普及啓発

やまがた緑環境税の普及及び新たな森づくりに対する県民の意識醸成を図るため、「森の感謝祭」等の行事開催やテレビ・新聞などの広告媒体を活用して普及啓発を行った。

③ 森づくりサポート体制の構築

「やまがた公益の森づくり支援センター」を設置し、NPOやボランティア団体等の森づくり活動を側面からサポートした。

■ やまがた緑環境税についての県民の意識 ■

(1) 個人を対象にした意識調査結果

- ・ 県民は森林の荒廃が進んでいる現状を認識し、税を負担しても森林環境を保全する事業を行う必要があると感じていることが伺える。
- ・ 税負担については、現在の税率がほぼ容認されていると思われる。
- ・ やまがた緑環境税を知らない県民が、新世紀やまがた課題調査で半数以上いる。

(2) 法人を対象にした意識調査結果

- ・ 法人についても個人と同じように、荒廃している森林の現状を認識し、税を負担しても荒廃が進む恐れのある森林を保全する事業を行う必要があると考えていることが伺える。
- ・ 税負担については、現在の税率が容認されていると思われる。
- ・ 企業による森づくり活動への参加などの意欲が高まっている。
- ・ 税の認知率については、一般県民に比べて高いものとなっている。

(3) 森林所有者（事業実施箇所）を対象にした意識調査結果

- ・ 管理放棄した森林所有者の高齢化が進んでおり、森林整備の必要性は十分認識しつつも自ら経営を行うことが難しい状況にあることが伺える。
- ・ 税事業の対象となる森林の範囲拡大についての要望が多い。

(4) 森林組合を対象にした意識調査結果

- ・ 保安林や里山林のうち荒廃が進んでいる森林についての整備要望がある。

(5) 森づくり活動団体を対象にした意識調査結果

- ・ 多くの公募事業実施団体は自主財源が少ないため、資金面で長期間の支援を必要としている。

■ やまがた緑環境税活用事業の現状と課題 ■

(1) 環境保全を重視した施策の現状と課題

① 環境保全を重視した森林整備

- ・ 税創設後、ナラ枯れ被害等による荒廃森林など、新たに森林整備を必要とする森林が増加しているため、どのように整備していくかが課題。
- ・ 国庫補助制度が大幅に見直され、税対象事業が一部、国庫補助の対象と重複することから、新たな国庫補助制度と整合性を図りながら、税事業を進めていくことが課題。

② 環境保全に配慮した資源循環利用

- ・ 間伐材については、合板やチップなど新たな用途への利用を促進してきたが、未だ林内に放置されている間伐材が多いことが課題。

(2) 21世紀にふさわしい県民と森林の関わりの構築に係る現状と課題

① 県民参加の森づくり

- ・ 公募事業による助成団体が年々増加してきた中で、助成額や連続助成期間についてニーズの違いが顕在化してきた。
- ・ 単年度で実施される事業が多いため、計画性に乏しく、事業効果が低いものが散見される。
- ・ 企業による森づくり活動が増加している中で、企業ニーズに沿った情報提供と

支援が必要。

② 自然環境保全対策

- ・新たな森づくりのため、県が先導的・モデル的に実施した調査結果を保全対策に生かすなど、継続した調査の実施が求められている。

③ 自然環境学習や森に親しむ環境づくり

- ・教員を対象とした指導者研修への参加が少なく、森林環境教育を実践できる教員が増えてない。
- ・県内全小学5年生に配布している副教材「やまがたの森林」は約75%の小学校で使われているが、学校林などの野外での活用が課題。

(3) 新たな森づくりの推進体制の現状と課題

① やまがた緑県民会議

- ・事業審査、施策への意見具申などを通して、適正かつ効果的な事業の実施が図られているが、なお一層、効果的な事業執行と透明性の確保が求められている。

② 新たな森づくりの普及啓発

- ・森の感謝祭、森づくりリレー等の実施や各種イベントへの出展等を通して普及啓発を実施したが、税に対する認知度がまだ低い状況のため、更なる普及啓発が求められている。

③ 森づくりサポート体制

- ・新たに森づくりに参加する団体などに情報提供や技術支援など、きめ細やかな支援が求められている。

■ やまがた緑環境税制度のあり方 ■

○税の継続

荒廃森林緊急整備事業の全体計画に対する整備状況は、ほぼ計画通りの進捗となっており、放置された人工林における間伐等の実施により、目標とする森林へ誘導されている成果が認められる一方で、新たな荒廃森林等への対応も必要となっている。

以上のことから、やまがた緑環境税条例に定められた「森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策」を引き続き実施していく必要があり、実施に当たっては、これらに要する経費の財源を確保するため、やまがた緑環境税を継続していく必要がある。

○税率等

税率については、アンケート調査において現行の税負担が概ね一般県民や法人に受け入れられていることなどから、現行税率を維持することが望ましい。

なお、税導入後における新たな課題等については、国庫補助制度の活用などにより効率的に森林整備を行うことが適当である。

また、税収の用途を明確にするため、引き続き、やまがた緑環境税基金に積み立てることが適当である。

○見直しの時期

今後については、見直し後の施策の事業効果や森林を取り巻く環境、社会経済情勢の推移等を見極めたうえで、5年を目途に、やまがた緑環境税の制度全般のあり方を再度検討することが必要である。

■ やまがた緑環境税活用事業の今後のあり方 ■

(1) 環境保全を重視した施策の展開

① 環境保全を重視した森林整備の推進

- ・新たに森林整備を必要とする荒廃森林を含め、県民生活に影響を及ぼす恐れがある森林を着実に整備していく。
- ・森林整備の区分に応じて国庫補助制度を最大限活用した事業体系への再編を図る。
- ・県民の十分な理解が得られるよう、きめ細やかな説明を行うとともに、事業実施の際は森林所有者や地域住民との合意形成を図りながら進めていく。

② 環境保全に配慮した資源循環利用の促進

- ・合板などの用途に間伐材を安定的に利用していくための継続した支援を行う。
- ・林地残材となっている間伐材について、バイオマス燃料に加工し、エネルギー利用の拡大を図るため、間伐材の搬出等の支援を強化する。

(2) 21世紀にふさわしい県民と森林との関わりの構築

① 県民参加の森づくりの推進

- ・積極的な情報提供や森づくり活動団体間のネットワーク化、またNPOや森林ボランティア団体等が持続的に活動できる方向へ転換を図っていく。
- ・市町村と地域の連携のもと、森づくり等を通じた都市との交流など、農山村の活性化に資する計画的な取組みを支援する。
- ・県内外の企業の参画による森づくりを第3の柱に位置づけ、都市と地域の交流や、里山資源の利活用による地域活性化などを図っていく。

② 自然環境保全対策の推進

- ・新たな森づくりのための調査・研究の充実や継続したモニタリング調査の実施などを一層進める。

③ 自然環境学習や森に親しむ環境づくりの推進

- ・森林環境教育を実施できる教員の育成、野外活動の手引きの活用や森林環境教育活動などの充実を図っていく。

(3) 新たな森づくりの推進体制の整備

① やまがた緑県民会議

- ・やまがた緑環境税の評価・検証と県民への一層の周知に努めていく。

② 新たな森づくりの普及啓発

- ・広報活動の充実を図るほか、気軽に森づくりに参加できる仕組みづくりを一層推進する。

③ 森づくりサポート体制の構築

- ・「やまがた公益の森づくり支援センター」が、県民参加の森づくりを促す総合的な支援を引き続き行っていく。
- ・森づくり活動団体のネットワーク化や継続的に活動できるための体制づくりを支援する。

やまがた緑県民会議設置要綱

(設置の目的)

第1条 やまがた緑環境税基金(以下「基金」という。)を充当する施策を適正かつ効果的に進めるため、基金充当事業に対しての意見の具申、施策効果の評価、検証を行うとともに、新たな森づくりの普及啓発の推進母体として「やまがた緑県民会議」(以下「県民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 県民会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基金充当事業の効果について評価、検証すること
- (2) 施策等の制度、仕組みの点検を行い、見直しに関し協議すること
- (3) 基金充当事業のうち県民からの公募事業の内容を審議し、採択の可否について意見を具申すること
- (4) 新たな森づくりの普及啓発を推進すること
- (5) その他目的達成のため必要な事項

(組 織)

第3条 県民会議は、14名程度の委員で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者を知事が委嘱する。

- (1) 別に定める県民各層から選考された者
- (2) 県民会議の委員に応募した者の中から選考された者
- (3) 山形県議会議員で県議会から推薦を受けた者

3 県民会議の議長は、委員が互選した者をもって充てる。

- (1) 議長は、会議の議事を掌り県民会議を代表する。
- (2) 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、4月2日以降に委嘱された場合の任期は、その委嘱の日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合は、前条第2項の規定に準じ補欠委員の選任ができるものとするが、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。

(会 議)

第5条 県民会議は、年3回を定例とし議長が招集する。

2 県民会議は、前項に定めるほか必要に応じて議長が招集することができる。

3 議長は、必要に応じて有識者及び関係課職員等の会議への出席を求めることができる。

4 会議及び議事録は、別に定めるところにより公開する。

(庶 務)

第6条 県民会議の庶務は、環境エネルギー部みどり自然課において行う。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月22日から施行する。

この要綱は、平成21年3月9日から施行する。

この要綱は、平成23年1月14日から施行する。

この要綱は、平成24年4月17日から施行する。

この要綱は、平成27年2月3日から施行し、同年4月1日から適用する。

やまがた緑県民会議運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、やまがた緑県民会議(以下「県民会議」という。)の円滑な運営を図るため、やまがた緑県民会議設置要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項を次により定める。

(会議の成立要件)

第2条 県民会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員の委任状による代理出席は認めない。

(議事録の作成)

第3条 県民会議の議事については、議事の審議経過及び結果を記載した議事録を作成し、議長及び議長が指名する議事録署名人1名以上が署名又は記名押印をしなければならない。

2 前項の議事録及び発言要旨に係る委員名は原則として公開する。

(県民会議の公開)

第4条 県民会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。

2 県民会議の傍聴は次の各号に定めるところによる。

(1) 傍聴しようとする者は、議長の許可を得なければならない。

(2) 次の者は傍聴席に入場することはできない。

ア 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

イ その他会議の円滑な進行を妨げることを疑う客観的な事情が認められる者

(3) 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、事前に議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(4) 議長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

附 則

この要領は、平成19年3月22日から施行する。